

# 「高齢者虐待」を防ぎましよう

## 【「高齢者虐待」とは

### どのようなことをいっているのでしょか？

虐待は、身体的な暴力だけではありません。高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権侵害や尊厳を奪うことをいいます。「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」では次のような行為を虐待と定義しています。

- ・叩く、つねる、殴る、蹴るなどの身体的虐待
- ・怒鳴ったり、ののしったりなどの言葉の暴力による心理的虐待
- ・同意のない性的接触や嫌がらせなどの性的虐待
- ・高齢者の年金や預貯金などを勝手に使ったり、財産を無断で処分するなどの経済的虐待
- ・必要な食事、入浴や排泄の世話などをしない介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)

## 【「高齢者虐待」はなぜ起るのでしょか？】

高齢者虐待は、介護の負担や家族の病気、家庭の経済状況の変化、人間関係、社会環境など様々な要因が重なって起こります。表面上の行為のみにとらわれずに、背景にある様々な要因を探り、状況を正確に把握する必要があります。



## 【「気づき」が虐待の深刻化を防ぎます】

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。あなたの発見により、虐待の深刻化を防ぐことができます。こんなことが「気づき」のきっかけです。

- ・最近外出が少なくなった。
- ・身体に傷やあざを見つけたことがある。
- ・自宅から怒鳴り声や悲鳴、物を投げる音などが聞こえる。
- ・衣服の汚れや異臭がめだっている。
- ・介護に疲れ、悩んでいる様子の家族がいる。
- ・他人に会ったのを嫌がったり、サービスを拒否する。

## 【四万十町高齢者権利擁護ネットワーク】

虐待の相談を受けたときには、地域包括支援センターが情報収集、訪問調査等を行います。そして「高齢者権利擁護ネットワーク会議」により、虐待が否か、緊急性の判断や支援の方法を協議し、実際の対応につなげます。このネットワーク会議のメンバーは、警察や消防、社協、民生委員、人権擁護委員、医師、保健所、法務局、ケアマネジャー、サービス事業所、弁護士等でその各ケースの必要性に応じた関係者や専門職で構成されます。

虐待に気づいたときには、一人で抱え込んだり悩んだりせず左記にご相談ください。

### 【高齢者虐待の相談窓口】

四万十町地域包括支援センター(四万十町役場健康福祉課内) ☎22・3385  
 四万十町地域包括支援センター 西部支所 大正総合支所内 ☎27・1212  
 四万十町地域包括支援センター

西部支所連絡所(十和保健センター内) ☎28・5508